

令和5年度 特別支援教育訪問実施要項

美濃教育事務所

1 訪問の趣旨

第3次岐阜県教育ビジョンにおいて、「多様な学びを支援する教育体制の充実」が基本方針の一つに挙げられており、特別支援教育の推進が目標として定められている。

各学校においては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを適切に把握することや切れ目なく支援すること、学習上及び生活上の効果的な支援方法を工夫し実践することや多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図ることなど、ニーズに応じた教育を実現するために様々なことが求められる。

こうした現状を鑑み、学校のニーズとマネジメントに 대응するとともに、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を実現し、全教職員の実践的指導力の向上及び教育支援体制の充実を図るために特別支援教育訪問を実施する。

2 訪問の対象

- ① 新設特別支援学級がある学校（閉級新設や学校統合に伴う新設は含まない）
- ② 新設通級指導教室がある学校（異なる障がい種の教室が新設という場合も含む）
- ③ 新任特別支援学級担当教員がいる学校（異なる障がい種の学級を担当という場合も含む）
- ④ 新任通級指導教室担当教員がいる学校（異なる障がい種の教室を担当という場合も含む）
- ⑤ 新任特別支援教育コーディネーター担当教員がいる学校（主担当の場合に限る）

3 訪問の内容

○ ケース1：訪問の対象①～④の1つまたは複数（授業を公開する教員）

- 参観：①から④に該当する特別支援学級または通級指導教室（1単位時間の参観を必須とはしない。指導案は任意）
- 確認：個別の教育支援計画、個別の指導計画（対象の学級・対象の教室分のみ）
①と③に該当する学級の特別支援学級教育課程等個表
- 懇談：特別支援学級、通級指導教室における指導に関する内容
実態把握の仕方、校内における交流及び共同学習の仕方等に関する内容
個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・評価・引継等に関する内容
保護者との相談の仕方、関係機関との連携の仕方に関する内容

○ ケース2：訪問の対象⑤のみ（特別支援教育コーディネーター）

- 確認：個別の教育支援計画、個別の指導計画（全校分）
特別支援学級教育課程等個表（全校分）
職員会や研修会での提案資料（提案資料がある場合）
- 懇談：校内支援体制の整備の仕方、職員会や研修会での提案の仕方等に関する内容
保護者との相談の仕方、関係機関との連携の仕方に関する内容
校内及び市教育支援委員会で協議する児童生徒の判断の仕方に関する内容

○ ケース3：訪問の対象⑤を含む複数（授業を公開する教員・特別支援教育コーディネーター）

※ケース1とケース2の両方の内容

4 訪問の形態

- 訪問の内容のケース1・ケース2・ケース3のいずれか
- 訪問の内容のケース1において、特別支援教育コーディネーターとの懇談を設ける。

5 訪問の回数

- 1回（対象学級・教室や、対象者が複数の場合でも、原則として『学校で1回』の訪問）